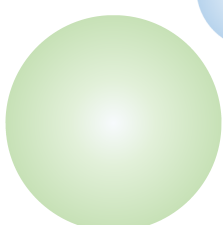
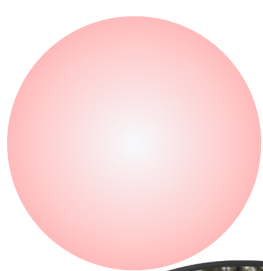
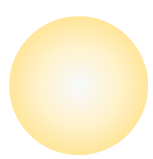


# 第4章の2 第2期行動計画



福岡県内に

クロツラヘラサギ  
(絶滅危惧 I B類)

アカウミガメ  
(絶滅危惧 I B類)

すんでいる

スナメリ  
(準絶滅危惧)

ハマボウ  
(絶滅危惧 II類)

オニバス  
(絶滅危惧 I B類)

希少な

生きものたち

カスミサンショウウオ  
(絶滅危惧 II類)

ヒコサンセスジ  
ゲンゴロウ  
(絶滅危惧 I B類)

ハカタスジシマドジョウ  
(絶滅危惧 I A類)

※ここに掲載している生きものたちは、全て福岡県レッドデータブックの掲載種であり、( )内は選定されたカテゴリーです。

## 第4章の2 第2期行動計画

### ■ 第2期行動計画の施策体系

平成25(2013)年度からの10年間で実現すべき4つの行動目標を達成するために、平成25(2013)年度からの5年間の第1期行動計画では、13の重点プロジェクトを含む213の施策に取り組んできました。これまでの取組の実施状況と評価を踏まえ、平成30(2018)年度からの5年間の第2期行動計画では、13の重点プロジェクトを含む163の施策に取り組めます。これらの施策を整理・体系化すると次のようになります。

#### 1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

- (1) 県民への普及啓発
- (2) 教育・学習の機会を活用した啓発
- (3) 自然とのふれあいの推進
- (4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透
- (5) 生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり

#### 2. 生物多様性の保全と再生を図ります

- (1) 生態系ネットワークの形成
- (2) 重要地域の保全
- (3) 野生生物の適切な保護と管理
- (4) 地球温暖化対策との連携
- (5) 環境影響評価制度の適切な運用
- (6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進

#### 3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります

- (1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進
- (2) 里地里山里海の適切な利用と管理

#### 4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

- (1) 行政施策への浸透
- (2) 多様な主体の参画促進
- (3) 連携促進によるネットワーク化
- (4) 人材育成と活用
- (5) 調査研究の推進

第1期行動計画と同様に、各施策の必要性やその効果を説明するため、項目のまとめりに「基本的な考え方」を示しています。また、特に優先的に実行すべき取組を重点プロジェクトとして位置づけています。さらに、施策について、実施する所管課を記すことで、4つの行動目標の達成に向けた役割と責任を認識しつつ取組を進めていくことができるようにしています。なお、第2期から新たに取り組む施策については、文末に【新規】と記すこととしました。

■ 第2期行動計画の策定の視点

本戦略は、幸せを共感できる社会の実現を目指し、私たちの暮らしのなかで生物多様性を育むことを4つの行動目標の最初に掲げるなど、生物や自然に対する共感や感性が生物多様性保全の原点であることを前面に出していることが特色の一つです。このような行動目標や第1期行動計画策定後の社会情勢の変化などを踏まえた上で、第2期行動計画を策定しました。策定にあたり、特に重視した視点は以下のとおりです。

①生物多様性の保全と持続可能な利用が魅力的で活力ある地域づくりに貢献する

暮らしの中で生物多様性を育むことの重要性を再認識し、多様な主体が連携する活動を積極的に展開するための施策を検討する。新たに中項目「生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり」を掲げ、生物多様性が魅力ある地域づくりに貢献する視点を導入する。

②生物多様性の持つ多様な機能を活用した土地利用の視点を導入する

第1期行動計画策定後に概念が整理されてきたグリーンインフラ（自然が有する多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用）やEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の視点を導入して、生物多様性を活用した県土づくりに関する施策の展開を図る。

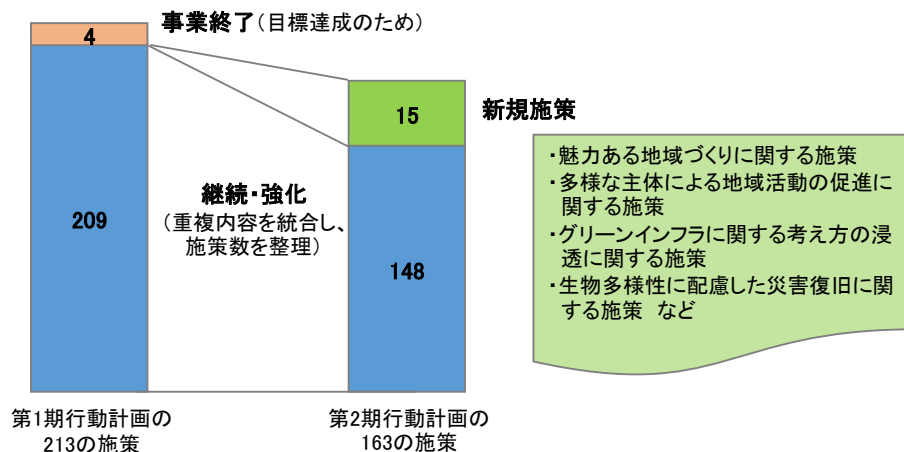
③経済・社会活動の向上と生物多様性の保全が両立する持続可能な社会を実現する

各施策とSDGs（持続可能な開発目標）との関連づけを行うことにより、経済・社会活動と生物多様性との関係を整理し、持続可能な社会の実現に向けた施策体系を提示する。

④生物多様性の主流化に向けた取組を強化する

第1期行動計画策定の視点として掲げた生物多様性の社会への浸透、県の施策に生物多様性を組み込むなどの生物多様性の主流化に向けた取組については、引き続き、効果的な施策を検討する。

本戦略では、第2期行動計画の5年間は、4つの行動目標の実現に向けて大きく前進する取組展開期間と位置づけています。第2期行動計画の策定にあたっては、第1期の取組の実施状況を検証・評価することで課題を明確にしました（資料編2の3を参照）。それらの課題と、4つの行動目標や前述の重視する視点を踏まえ、個別の施策を検討しました。個別の施策の検討においては、第1期から継続する施策の中で、内容が重複しているものについては整理・統合するとともに、第2期から新たに取組む新規の施策を追加しました。



## 第2期行動計画重点プロジェクト一覧

行動目標	重点プロジェクト	第1期との関係
1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 県民参加型の生きもの調査の実施	強化
	2 環境教育副読本の利用促進	強化
	3 まちとむら交流促進	【新規】
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	4 生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進	継続
	5 英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業	強化
	6 福岡県レッドデータブックの改訂に向けた基盤整備	継続
	7 野生生物の保護に関する方針の策定	強化
	8 野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進	強化
	9 侵略的外来種防除マニュアルの作成	【新規】
3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります	10 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策	強化
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	11 県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入	継続
	12 県民一体となった生物多様性保全活動の推進	【新規】
	13 生物多様性アドバイザー制度の利用促進	強化

生きものを支え、生きものに支えられる  
幸せを共感できる社会を目指して

● 4つの行動目標（2013-2022年の10年間に達成すること）

私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

生物多様性を支える基盤と  
ネットワークを構築します

生物多様性の保全と再生  
を図ります

生物多様性の持続可能な  
利用を図ります

■ 第1期行動計画（2013-2017年の5年間）・・・基盤整備期間  
13の重点プロジェクトと200の施策

■ 第2期行動計画（2018-2022年の5年間）・・・取組展開期間

13の重点プロジェクトと150の施策  
（新規15項目）

● 目指す社会（2050年に実現すること）

生きものを支え、生きものに支えられる  
幸せを共感できる社会

## 1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます

### (1) 県民への普及啓発

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心と呼び理解を深めることが必要ですが、本県における生物多様性の認知度は依然として低いままとなっています。このため、生物多様性と日々の暮らしとの関係をわかりやすく伝えることで生物多様性を身近な問題として感じてもらうため、より強化した広報や普及啓発が重要です。

#### 【重点プロジェクト1】県民参加型の生きもの調査の実施

生物多様性に関する県民の関心と認識を深めるため、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範囲に収集する県民参加型調査「ふくおか生きもの見つけ隊」を実施しました。引き続き、様々な関係機関・専門家などと連携しながら事業を実施するとともに、地球温暖化や外来種が生物多様性に与える影響についての調査を追加することで、これら環境問題への意識醸成を図ります。

〔自然環境課〕

- 多くの人々が生物多様性に関する情報を利用しやすいよう、SNSを用いた生物多様性Web情報サイトの開設や、県ホームページの「自然環境課サイト」「ふくおか環境ひろば」「福岡県の希少野生生物」等の更新や充実を図りました。しかし、県内の生物多様性に関する様々な情報を集約して発信するための基盤は整備されていません。引き続き、生物多様性Web情報サイト等を用いた定期的な情報発信を行うとともに、多様な情報を一元的に発信・提供するプラットフォームを構築します。

#### ■ 提供する情報例

- ・ 生物多様性保全等の活動を行う保全団体情報
- ・ 学校、企業、農林漁業者の優良事例
- ・ 伝統的生活文化の知恵や技術など各地の特徴的な事例
- ・ 生物多様性保全に貢献できる認証制度や認証製品
- ・ 生物多様性保全に対する税制優遇措置 など

〔自然環境課〕

- 生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性や県が講じた施策などについて、県民に広く浸透することを目指し、県や市町村が実施する各種イベント等、多様な主体が集う場において普及啓発を行います。

#### ■ 普及啓発を行うイベント例

- ・ 農林水産分野や科学振興分野のイベント
- ・ 広報事業などとタイアップした広い層への普及啓発

- ・市町村が実施する環境関連イベント
  - ・福岡県環境県民会議構成団体やNPO等への協力依頼
  - ・県職員による「出前講座」の実施
- 〔自然環境課〕

- 食育は、県民の健康で豊かな生活の実現に寄与するとともに、県民一人ひとりが食を通じて生物多様性の重要性を知る機会となります。この重要性について広く県民の理解を深めるため、「福岡県食育・地産地消推進計画」に基づき、食育に関する様々な取組を実施します。

〔食の安全・地産地消課、自然環境課〕

## (2) 教育・学習の機会を活用した啓発

学校教育や社会教育を通じて、生物多様性の重要性を多くの人々の共通認識とし、行動へ結びつけていくことが課題となっています。そのためには各学校段階での教育・学習を通じて、生物多様性に関する理解や知識を深め、それを行動へと結びつけていく能力を養っていくことが重要です。特に環境教育については、持続可能な開発のための教育（ESD）の観点から、世代間の公平、地域間の公平、環境の保全と回復など、社会と経済の関係性の中で学べるより発展した内容が求められます。家庭や学校、職場、地域などあらゆる場面における生物多様性の理解を深める機会の創出が必要です。

### 【重点プロジェクト2】環境教育副読本の利用促進

小学生を対象とした環境教育学習副読本「みんなの環境」に、本県の環境の状況や、水質や大気などの身近な環境に加え、生物多様性の大切さや、絶滅の危機にある野生生物の現状など、生物多様性に関する内容を記載します。また、学習指導要領との関連付けを行い、教育の場や家庭における活用頻度の向上を図ることで、子どもたちの理解を深めます。〔自然環境課、環境政策課〕

- 環境教育の推進に向けて、平成29(2017)年度に策定した「福岡県環境総合ビジョン」を環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「行動計画」と位置づけ、計画的に取り組んでいきます。また、庁内組織「環境対策協議会環境教育部会」を活用し、庁内関係部署と連携してイベント等の情報の共有及び課題解決のための支援等に取り組んでいきます。〔環境政策課〕
- 幼稚園・保育所、小中学校、高等学校等の各段階において、生物多様性に関する環境教育の定着を図るため、生物多様性や持続可能な開発のための教育（ESD）をテーマにした教職員対象の研修の実施や、講師人材の育成・登録に取り組めます。〔自然環境課、私学振興課、義務教育課、高校教育課〕

- 英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」、社会教育総合センター少年自然の家などの社会教育施設において、生物多様性保全に係る環境教育講座、自然観察及び自然体験活動の充実、指導者の養成及び質の向上、民間団体が実施する自然体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動と生物多様性の普及活動を推進します。  
〔社会教育課、自然環境課〕
- こどもエコクラブ事業を通じて、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境学習・環境保全活動に取り組めるよう、活動に役立つ情報やエコクラブ間の交流の場の提供、環境関連施設見学会等の環境学習会を実施するとともに、こどもエコクラブの登録数増加を図ります。〔環境政策課、自然環境課〕

### コラム24 第1期取組事例 ～こどもエコクラブ～

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題解決に向けて自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

現在、県内で96クラブ3,221名（平成29(2017)年10月末時点）の登録があり、この活動を支援するために、自然観察会や環境関連施設の見学会等の開催や環境関連のイベント情報など活動に役立つ情報の発信を行っています。



自然観察会の様子



木の実等を使った工作



### (3) 自然とのふれあいの推進

自然体験や自然観察などの自然とのふれあい活動は、気軽に参加しやすく、生物多様性への関心と理解を深める機会になることから、より多くの活動が生まれるよう、そうした場所や機会を増やしていく必要があります。

また、自然とふれあう機会が少なくなっている現代人、特に子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会や日常生活の中で自然を感じたりすることができる自然体験の機会を増やすことも重要です。子どもたちがのびのびと遊べる森、里、水辺や海辺づくり、都市の中の身近な自然とふれあえる空間づくり、農山漁村の長期滞在など、自然体験のための環境づくりが求められています。

- 県内の自然公園には、地域特有の豊かな自然が広がっており、森林浴や潮干狩りなどのレクリエーションを通じて、自然や野生動植物とふれあえる場となっています。また、九州自然歩道では優れた風景地などを歩くことにより、沿道の自然や歴史文化を体感できます。自然公園及び九州自然歩道における自然とのふれあい活動を促進するため、自然環境を紹介する解説板を設置します。また、安全で快適な利用のため、トイレや駐車場、休憩施設、案内標識などの整備のほか、定期的な巡視により適切な環境整備を行います。  
〔自然環境課〕
- ハイキングやウォーキングなど年々増加する県民のレクリエーション機会において、生物多様性を体感してもらう仕組みづくりを進めるため、自然公園と九州自然歩道を中心に、県内5か所にモデルコースを設定し、自然観察マップを作成しました。このモデルコースの活用を通じて生物多様性の普及啓発を推進するとともに、自然体験活動や自然観察会などを実施できるガイドを育成し、登録します。  
〔自然環境課〕
- 都市公園、社会教育施設、四王寺県民の森や夜須高原記念の森などの森林公園において、自然観察会等を開催するほか、指導者の紹介などを通じて、市町村や保全活動団体が行う自然とのふれあい活動を支援します。また、利用者が生物多様性の豊かさを体感できる公園づくりや森づくりを進めます。  
〔公園街路課、社会教育課、林業振興課〕
- 平尾台自然観察センターにおいては、引き続き指定管理者と協働して、自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会などの企画内容を充実させ、より多くの人たちに自然とふれあう機会を提供し、生物多様性を含めた自然環境の大切さを伝えます。  
〔自然環境課〕
- ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子どもたちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。  
〔林業振興課〕

- 都市公園のビオトープについて、環境学習の場としての活用を推進するとともに、新たなビオトープの創出を検討します。〔公園街路課〕
- 川を通して子どもたちが自然とふれあう機会を充実させるため、関係部局や地域の関係機関が連携し、子どもが遊びやすく生物多様性を実感できる水辺の登録、発信及び利用促進などを行います。また、このような水辺の創出を検討します。〔河川課、自然環境課〕
- 河川に生息する淡水魚や水生昆虫を指標とした環境の調査を通じて身近な自然に接することは、環境問題への関心を高める良い機会となることから、県民参加型の水辺調査を引き続き実施します。〔自然環境課、環境保全課〕

#### (4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透

食料や木材、飼料など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が、輸出国の生物多様性の恩恵と損失の上に成り立っていることを認識し、一人ひとりが生物多様性に配慮した行動をとることで、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に対して責任を果たすことが必要です。このような消費行動のほか、家庭、地域、職場など様々な場面での個人の生活行動が生物多様性を考慮したものとなることが期待されます。

- 私たちは、消費行動、家庭教育、地域活動、レジャーなど生活の各場面において、生物多様性の保全に貢献することができます。県民一人ひとりが日々の生活の中で生物多様性を意識し、その保全と持続可能な利用に向けた行動を取れるよう、目安となる行動メニューを示した県民行動リストを作成し配布しました。引き続き、県民行動リストを用いた普及を図るとともに、リストに書かれた項目の実践状況を把握し、浸透していない行動メニューの普及の強化を行います。〔自然環境課〕
- 生物多様性等の環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）を育てるため、既存の環境認証制度を取り扱う事業者の情報や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を積極的に提供します。〔自然環境課〕
- 九州グリーン購入ネットワークと連携し、環境に配慮した物品などの購入（グリーン購入）の普及促進を図ります。〔環境保全課〕
- 地産地消の取組は、輸送に関わるエネルギーの消費が少ないことや、地域の農林水産業の振興、農地・森林・漁場における生態系の保全など、地域の農林水産業の振興と生物多様性の保全を両立する流通形態です。その推進は、地球温暖化の防止、地域の活性化、生物多様性の保全につながります。引き続き、農林水産物の地産地消を進めるために、地域

の多種多様な産物の生産等を推進するとともに、消費者への普及啓発を進めます。

〔食の安全・地産地消課、農山漁村振興課、林業振興課、水産振興課〕

### （5）生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり

生物多様性の保全は、生物とその生息場所を守るためだけではなく、生態系サービスを通して私たちの暮らしを豊かにすることを念頭におく必要があります。本県は多様で変化に富む地勢の中で、地域ごとに多種多様な生物が生息・生育しており、地域性豊かな生物多様性を有しています。各地域の生物多様性を自然資本として認識し、保全と活用を図ることは、経済・社会活動の活性化につながり、活力ある地域づくりや地域の魅力向上の観点からも重要です。

#### 【重点プロジェクト3】まちとむら交流促進

農山漁村地域は、日々の食料が生産される場であることはもちろん、美しい景観、豊かな生態系、郷土料理、文化の伝承など様々な役割を果たしています。農林漁業体験、まち（都市部）とむら（農山漁村）の交流を通じて、農林水産業の持つ多面的機能に対する県民の理解を深めるとともに、魅力ある地域づくりに貢献します。【新規】

〔食の安全・地産地消課、広域地域振興課、漁業管理課、自然環境課〕

- 優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、山村地域の活性化を図るため、以下の取組を推進します。
  - ・山村の主要な資源である森林を活かした新たな産業の創出
  - ・地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大
  - ・里山林など山村固有の未利用資源の活用
 〔農山漁村振興課、林業振興課〕
  
- 県内の美しい自然景観（白砂青松の海岸、棚田等）等を観光資源として発信していくことで、生態系サービスの重要性に対する県民の理解を深め、魅力ある地域づくりや景観の保全に貢献します。【新規】 〔観光振興課、自然環境課〕

## 2. 生物多様性の保全と再生を図ります

### (1) 生態系ネットワークの形成

生物多様性が保全された県土を実現するためには、保全すべき自然環境をコアエリアとして確保し、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだ生態系ネットワークを形成していくことが必要です。

このため、森林、農地、都市、河川、沿岸、海域における生息・生育地の保全・再生・創出及び人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生物の生息・生育地の連続性を確保するための総合的な取組が必要となっています。

- 県土レベルの生態系ネットワークの形成に向け、本県土地利用基本計画上の5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）を所管する部局との連携のもと、現状の把握や実現手法の検討を行い、実現に向けた具体的な取組や考え方を整理し、形成プランの作成を検討します。〔自然環境課、総合政策課〕
- 県土面積の45%を占める森林には、陸域の動植物の多くが生息・生育しています。必要に応じてモニタリング調査等を通じて状況を把握するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な森林の整備及び保全の基本方針を示し、森林生態系ネットワークの保全及び形成を図ります。〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕
- 水域の動植物にとって、河川や水路が持つ水のネットワークは重要です。河川整備、貯水施設整備、農業施設整備、治山・砂防施設整備等の関係部局が連携し、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークの保全及び形成を図ります。〔農村森林整備課、農山漁村振興課、河川課、砂防課〕
- 都市域や都市周辺における緑地や水辺は、都市の生態系ネットワークを維持する上で重要な役割を果たしているため、以下の取組を推進します。
  - 都市域：広域的な見地から市町村による緑の基本計画の策定と適切な保全への誘導、都市公園の整備等の推進による生態系ネットワークの形成
  - 都市周辺：無秩序な市街化の防止やビオトープ空間の保全・再生・創出〔都市計画課、公園街路課〕

## (2) 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、地域の特徴的な生態系や、多様な生物の生息・生育の場としての重要な地域について、十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容等を考慮しながら保全していくことが必要です。

重要地域の保全のための地域指定制度として、生物多様性を含む優れた自然の保全を直接的な目的とするものと、文化財の保護や国土保全、生活環境の確保などであっても、間接的に生物多様性に寄与するものがあります。しかし、直接的に生物多様性を保全する地域指定制度は、生物多様性の観点からみると、指定の実態や規制内容等が十分とはいえません。

そこで、重要な生態系や生物の生息・生育地が、先に挙げた生態系ネットワークの核としてよりよく機能するよう、その見える化と保全に向けた取組が必要です。

### ① 重要地域の保全に向けた新たな仕組みの構築

#### 【重点プロジェクト4】

#### 生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進

これまで、保護すべき地域として、関係機関に共有されてきた情報は「自然環境保全地域」や「自然公園地域」など、法令によって指定されたものしかありませんでした。しかし、実際には、指定地域以外にも優れた自然は存在しており、これらの自然を適切に保全する仕組みづくりが必要です。こうしたことから、県内の様々な調査データ等を踏まえ、関係部局と連携して生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、図示化します。その情報を各部局が共有することで、県が実施する諸事業（空間計画の策定や公共工事等）において、構想段階から影響の低減に向けた配慮を行います。

〔自然環境課、関係各課〕

- 生物多様性の保全上重要な地域において、都市計画法や地域未来投資促進法に基づく開発行為のほか、林地開発、土砂埋立て、砂利採取、鉱物採掘、岩石採取、公有水面埋立てなどの各種開発行為を行う際は、開発による影響を低減させるために希少種の保護など適切な保全措置を講ずるよう、関係部局が情報共有に努めます。

〔産業特区推進室、工業保安課、農山漁村振興課、水産振興課、河川課、港湾課、都市計画課、自然環境課〕

## ② 自然環境の保全を目的とする既存制度を活用した重要地域の保全

### 【重点プロジェクト5】英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業

シカによる自然植生等の食害、外来植物の侵入による在来植物の駆逐などにより、生物多様性の劣化や生態系の変化による景観の改変が生じています。そこで、自然公園法に基づく生態系維持回復事業として、国定公園である英彦山及び犬ヶ岳に生育している多くの絶滅危惧植物へのシカの食害を防止するため、シカ防護柵の設置、シカの捕獲等を実施しています。さらに、絶滅危惧植物の保護のため、種子を採取・冷凍保存するとともに、採取した種子を栽培し、苗の植え戻し等を行うことにより、生育地の再生を図ります。〔自然環境課〕

- 生態系ネットワークの形成や生物多様性の保全上重要な地域の保全を促進するため、福岡県環境保全に関する条例に基づく自然環境保全地域の追加指定または拡充を検討します。〔自然環境課〕
- 自然景観、野生動植物や生態系に関する調査などの結果を踏まえ、必要に応じて自然公園区域及び公園計画を見直し、優先度の高い地域から段階的に自然公園区域の拡充を図ります。〔自然環境課〕
- 海域については、広域的な生物多様性保全の核となる藻場・干潟の分布や海流、陸域とのつながりを考慮し、生物多様性が豊かな近海域などにおいて、国の動向を踏まえた上で国定公園の海域公園地区制度の活用を検討します。〔自然環境課〕
- 国の「海洋基本計画」に基づき明確化した海洋保護区の設定のあり方や「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、国の動向を注視しつつ、国の指導に従い海洋保護区の設定を検討します。〔自然環境課、水産振興課〕
- 鳥獣保護区は、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の重要な生息地については、引き続き鳥獣保護区の指定を検討します。〔自然環境課〕
- 地域の理解と協力が得られる場合であって、国際的に重要な湿地の基準を満たし、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、ラムサール条約湿地の登録を国や市町村と連携して推進します。〔自然環境課〕
- 地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全することは、県土全体を通じて多様な生態系を確保する上で非常に重要であることから、市町村が策定する環境基本計画や自然環境保全条例等で示された重要地域について、保全方法や配慮事項に関して、必要

な助言等を行います。〔自然環境課〕

- 自然環境保全地域や自然公園、九州自然歩道については、自然公園指導員や環境保全指導員の活動を推進することにより、現況把握や適切な利用とその保全活動の充実を図り、また、必要に応じて標識の整備や巡視などの適切な保全管理を推進します。

〔自然環境課〕

- 鳥獣保護区においては、鳥獣保護管理員による定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、適正な管理や、鳥獣の生態などに関する普及啓発を行っていきます。

〔自然環境課〕

### ③ その他の制度を活用した重要地域の保全

- 人間と自然の関わりのなかで育まれてきた文化的な所産を保護する観点から、文化庁や市町村と連携して名勝・天然記念物の指定及び重要文化的景観の選定を推進します。

〔文化財保護課〕

- 名勝・天然記念物に指定、または重要文化的景観に選定された物件や地域について、適切な保存や効果的な活用を行うための保存活用計画の策定、復元、修理、修景などの取組を文化庁や市町村と連携して行い、適切な風致の多様性と生物の多様性保全を推進します。また、文化財の保存や活用に関する普及啓発を図るため、市町村や地域住民が実施する勉強会や環境学習などの取組を支援します。〔文化財保護課、自然環境課〕

- 都市における生物多様性を確保する観点から、市町村による風致地区や地区計画等の都市計画制度、緑地保全地域や特別緑地保全地区等の緑地保全制度の活用により、市町村と連携しながら都市域における良好な自然環境としての緑地の保全と創出に努めます。また、多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの制度の普及に努めます。〔都市計画課、公園街路課〕

- 平成29(2017)年7月に世界遺産登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の価値の保全の観点からも、生物多様性の保全は重要であることから、本遺産群における自然環境及び生物多様性の保全に関する取組を引き続き推進します。

〔世界遺産登録推進室〕

### (3) 野生生物の適切な保護と管理

野生生物は人類共通の財産である生物多様性の重要な構成要素です。それぞれの地域で普通にみられる種から希少な種まで多様な野生生物が将来にわたって生息・生育できるような、人と野生生物の望ましい関係を築いていくためには、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。

#### ① 絶滅危惧種とその生息・生育環境の保全

種の多様性は、生物多様性の保全状況を示す最も基本的な指標です。本県では、これまでに53種の動植物が姿を消し、1,010種が絶滅危惧種に選定されています<sup>7)8)</sup>。また、種の保存法の国内希少野生動植物種のうち、10種が県内に生息しています（平成29(2017)年9月時点）。これ以上県内の種を消滅させないために、これらの種と生息・生育環境の保全が必要です。

#### 【重点プロジェクト6】福岡県レッドデータブックの改訂に向けた基盤整備

絶滅のおそれのある種の保全を推進するため、本県では、これらの野生生物の生息・生育状況を取りまとめたレッドデータブック（レッドリスト）を作成しています。今後も、野生生物の生息・生育状況の把握に努め、定期的な見直しを進めていくこととしており、2024年度に改訂第2版を発刊する予定です。そのための野生生物の生息・生育状況の調査及び情報収集を行い、改訂に向けた準備を行います。〔自然環境課〕

#### 【重点プロジェクト7】野生生物の保護に関する方針の策定

種の絶滅要因は、開発、捕獲・採集圧、外来種、地球温暖化など様々ですが、福岡県レッドデータブックにおいて絶滅危惧種に選定されている種の中でも、特に保護の必要性が高い種については、保全すべき種や区域の指定など規制による保護を推進するため、野生生物の保護に関する方針の検討を進めます。あわせて、絶滅危惧種保全に対する県民の意識醸成を図ります。〔自然環境課〕

- 国定公園及び県立自然公園において、公園計画や福岡県レッドデータブックの見直しにあわせて、採捕を規制する指定動植物を見直し、希少種や生態系の保全を図ります。〔自然環境課〕
- 絶滅危惧種については、動物園、植物園、博物館、その他の教育・研究機関との連携体制を整備し、必要に応じて生息・生育域外での保全を図ります。〔自然環境課〕



### コラム 25 第1期取組事例 ～生態系再生プロジェクト・黄金川スイゼンジノリ～

スイゼンジノリは、古くから郷土の味として親しまれてきた藍藻類で、朝倉市を流れる黄金川が現在全国で唯一残された自生地です。黄金川は、もともとは地下水の自然湧水を源流とした河川でしたが、近年では湧水の減少により、地下水をポンプで放流しなければならない状況となっており、生育環境の悪化のためスイゼンジノリの絶滅が危惧されています。

そこで県では、平成26(2014)年から朝倉市、地元の保全団体と連携し、「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」を立ち上げ、スイゼンジノリの保全対策事業を支援しています。また、毎年、地元の中学生や高校生と一緒に黄金川の清掃活動も行っています。



スイゼンジノリ



保全協議会の様子



清掃活動の様子

## ② 鳥獣の保護管理

野生鳥獣の保護管理については、鳥獣保護管理事業計画を定め、鳥獣保護区の設定や、生息状況の調査、鳥獣保護思想の普及啓発の実施など、適正な保護管理の推進を行う必要があります。また、計画の実施にあたっては、市町村、NPOなどと連携し、住民と鳥獣の棲（す）み分け、共生を可能とする地域づくりが重要です。

### 【重点プロジェクト8】野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進

野生鳥獣による農林水産物、生活環境、生態系への被害対策として、各部局が「福岡県鳥獣保護管理事業計画」等に基づき、捕獲や防護柵の設置、生息環境の整備等の被害防止策を総合的に実施していますが、その被害は依然大きいため、引き続き被害防止策を科学的、計画的に実施し、住民と鳥獣の棲（す）み分け、共生を目指します。また、増加する捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用の推進を図ります。

〔畜産課、自然環境課、林業振興課〕

- 鳥獣による生態系や農林水産業への被害が深刻化する中、増えすぎた鳥獣を管理・捕獲する上で、狩猟の持つ公益的な役割と意義はますます高まっています。このため、関係団体と協力し、担い手の確保や育成、狩猟免許取得に対する支援や、わな猟者や銃猟者の技術向上のための研修会などを開催します。〔畜産課〕

- 鳥獣によって被害を受けている農家自身のわなを用いた鳥獣の捕獲を促進します。また、鳥獣被害対策実施隊の設置推進や地域ぐるみでの被害防止体制を構築し、地域で一体となった有害鳥獣捕獲の取組を推進します。〔畜産課〕
- ニホンザル（「福岡県レッドデータブック 2011」において準絶滅危惧種に選定）による農業被害の防止にあたっては、遺伝的多様性に配慮しつつ、その生息頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。〔畜産課、自然環境課〕
- 鳥獣の保護管理に関しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加が求められます。そのため、探鳥会などの鳥獣と親しむ機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けや保護による影響及び鳥獣による生態系・農林水産業などへの被害等についての情報提供などを通じて、鳥獣との適切な関係の構築について普及啓発及び助言・指導を積極的に行います。〔自然環境課、畜産課〕

### ③ 外来種の防除

.....  
経済・社会のグローバル化の進展により、人と物資の移動が活発化し、人為によって、生物が本来有する能力を超えて移動するようになりました。これに伴い、侵略的外来種による生態系等への影響だけでなく、人の生命・身体や農林水産業に係る被害も懸念されています。現在、本県では外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で指定された特定外来生物のうち、単発的な捕獲等も含めて21種が確認されています<sup>9)</sup>。国は、平成27(2015)年に「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を策定し、本県は平成30(2018)年に「福岡県侵略的外来種リスト」を策定しました。今後、これら生物多様性に重大な影響を及ぼす侵略的外来種について、リスト等を活用した予防的かつ総合的な対策が必要となります。  
.....

#### 【重点プロジェクト9】侵略的外来種防除マニュアルの作成

県内全域に蔓延している侵略的外来種を防除するには、多様な主体の取組が必要になります。多様な主体が自主的に防除を実施できるような防除マニュアルを作成し、広く周知し、防除活動を促します。【新規】〔自然環境課〕

- 本県における外来種の実態を示した福岡県侵略的外来種リストを周知することにより、外来種への関心と防除意識の喚起を図ります。また、外来種の生態やペット外来種終生飼養に関する情報をホームページへ掲載するとともに、リーフレットの作成等により県民や事業者向けにわかりやすく情報発信します。〔自然環境課〕
- 外来種対策について、庁内関係部局の組織横断的な対応を推進するため、連絡調整組織の設置、各部局の役割分担の明確化、防除に対する基本的な考え方の整理、情報共有等を

進めます。〔自然環境課〕

- 防除の緊急性が高いアライグマ等の特定外来生物については、現状把握に取り組むとともに、防除マニュアルの作成や、関係市町村の防除実施計画策定の支援、市町村が実施する被害防止目的の捕獲の支援など、県と市町村、地域住民等が一体となった取組を推進します。〔自然環境課、畜産課〕
- 河川やクリーク、ため池内における外来種の急速な分布拡大は、流下能力の阻害や生態系への影響など大きな問題となっています。引き続き河川・クリーク・ため池における工事にあわせて、必要に応じて外来種の生息・生育状況の確認や市町村と連携した防除支援を進めます。また、効果的な防除手法について技術的な研究及び支援を行います。〔農村森林整備課、河川課、自然環境課〕

#### (4) 地球温暖化対策との連携

生物の生存基盤となる気温や降水量などの環境条件が変化すれば、生態系もそれに応じて変化していくため、地球温暖化と生物多様性の保全は密接な関わりがあります。生物多様性や生態系サービスの変化は、農林水産業や観光業などの各種産業や、私たちの暮らしにも影響を与えることから、総合的な地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性が保全されることが重要となります。

- 平成29(2017)年に福岡県地球温暖化対策実行計画を策定しました。これに基づき総合的な地球温暖化対策を推進することで、生物多様性の保全に寄与します。【新規】〔環境保全課〕
- 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。〔公園街路課、環境保全課〕
- 屋上緑化や壁面緑化については、地球温暖化対策や生物の生息・生育環境としての貢献度とともに、在来種を用いた緑化等の効果的な緑化方法や優良事例について、情報収集を行います。〔自然環境課〕
- 間伐材等木質バイオマスの有効利用の推進については、森林保全、林業振興、地域産業活性化、生物多様性保全、地球温暖化対策等の経済と環境が両立する複合的な効果が高いことから、他県の先進的な事例を参考にすることで、森林資源の地産地消・環境貢献型のモデルを検討していきます。〔林業振興課〕
- 生物多様性の現状や地球温暖化に伴う変化状況を把握するため、モニタリング地点の選定、調査体制の整備、情報の共有化等に努めます。【新規】〔自然環境課〕

### (5) 環境影響評価制度の適切な運用

本県では、環境影響評価法の対象規模に満たない事業や法が対象としない事業であって一定規模以上のものに対して、福岡県環境影響評価条例により、環境影響評価の実施を義務付けています。さらに、条例の対象規模に満たない事業についても、福岡県環境保全に関する条例に基づく開発行為等の許可や届出に係る規模要件に該当する場合には、簡易な環境影響評価の実施を求めています。今後、より生物多様性に配慮した事業が行われるよう、これらの制度を適切に運用し、事業者によって公表された事後調査結果の活用を含め、保全の取組を充実させる必要があります。

- 環境影響評価手続が各事業の実施にあたり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然との豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じ、事業者に対して意見を述べます。〔自然環境課〕
- 環境影響評価の実施における技術的事項等を定めた「福岡県環境影響評価技術指針」や「環境保全技術指針」について、生物多様性配慮の視点からの評価（生態系の保全、重要地域や生態系ネットワークへの配慮等）を導入し、事業者に対して生物多様性保全に関する環境配慮をより一層促進する制度にすることを検討します。〔自然環境課〕
- 一定規模以上の開発行為に対しては、希少種及びその生息・生育地の保護の観点から必要に応じて「環境保全協定」または「自然環境保全協定」を締結していますが、今後は生物多様性保全の観点から、その内容及び締結基準を見直すことを検討します。〔自然環境課〕

## (6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進

開発は、高度経済成長期や80年代後半から90年代初頭までのバブル経済期と比べると近年比較的少なくなり、安定化に向かっているといえますが、種の絶滅要因のなかで最大要因のひとつであり、現在なお、その影響は続いているとされています。開発に伴う影響を適切に回避、または低減するという対応が必要であり、さらに、既に消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進めることが必要です。

### ① 公共工事全般に関する取組

交通基盤施設や国土保全防災施設等に関する各種公共工事において、経済面・社会面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要になっています。

- 公共工事の実施にあたっては、事業の構想段階から多様な主体の参画による合意形成や参加と責任を促す取組を進め、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減、在来種を活用した緑化など生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。  
〔農山漁村振興課、農村森林整備課、水産振興課、企画課、道路維持課、道路建設課、河川課、港湾課、砂防課、都市計画課、公園街路課〕
- 「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」の取組を推進するために、「公共工事生物多様性配慮事例集」を関係課と連携しながら引き続き作成し、生物多様性に配慮した公共工事の事例について、関係課間で情報共有します。〔自然環境課、関係各課〕
- 公共工事を行う際の生物多様性への配慮に関する支援体制として、福岡県希少野生生物分布情報管理・利用要綱に基づき、希少野生生物分布情報の提供や生物多様性配慮に関する助言等を実施しているところであり、市町村も含め、公共工事部局における活用を促進します。【新規】〔自然環境課〕
- 豪雨・台風・地震等による災害が発生した際は、可能な限り生物多様性に配慮した復旧工事に努めます。【新規】〔農村森林整備課、道路維持課、砂防課〕
- 河川の災害復旧は、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき行うことを原則とします。なお、重要種の生息・生育・繁殖する箇所、環境保全上重要な区間・箇所については、特別な配慮を行います。【新規】〔河川課〕
- 県の公共施設や公共工事においては、「福岡県緑化ガイドライン」に基づき、地域の気候や土壌などの自然条件に合い、かつ侵略的外来種を使用しないなど生物多様性に配慮し

た樹種の選定及び緑化を進め、動植物の生息・生育環境の形成に努めます。また、本ガイドラインについて事業者等への浸透を図るため、公開を検討します。

〔自然環境課、関係各課〕

- 県が調達する物品や発注する公共工事が生物多様性の保全や資源の持続可能な利用に資するよう「福岡県環境物品等調達方針」を策定しています。引き続きこの方針を運用し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。〔環境保全課〕

**コラム 26 第1期取組事例 ～福岡県公共工事生物多様性配慮指針～**

福岡県生物多様性戦略の第1期行動計画における重点プロジェクトとして、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を策定しました。この配慮指針は、県が実施する公共工事がより生物多様性に配慮したものになるように、生物多様性を保全するための配慮の進め方や配慮すべき視点などを明確化したものです。

配慮指針の特徴は、工事の施工時だけではなく、概略の設計を行う「計画段階」、詳細設計を行う「設計段階」、工事を実施する「施工段階」において、各段階に応じた配慮の検討を行うこととしている点、工事完了後に環境情報や留意点を整理し、他の事業への活用を図る仕組みを構築している点が挙げられます。

また、生物多様性の3つのレベルである「生態系の多様性」、「種間の多様性」、「種内の多様性」を踏まえ、それぞれの多様性に着目して配慮の視点を策定しています。

その考え方は以下のとおりです。

生態系の多様性	生物の生息・生育環境の保全 生物の生息・生育環境の回復・創出 生物の生息・生育環境のネットワーク化
種間の多様性	希少種の保全 動物の移動ルート確保 緑地、水辺環境の保全・創出 騒音等環境影響要因の排除
種内の多様性	遺伝子かく乱要因の排除 動物の移動ルート確保

福岡県では、配慮指針を踏まえ、県の公共工事が生物多様性に配慮した工事となるように努めていきます。

### コラム27 平成24年7月九州北部豪雨からの災害復旧

平成24(2012)年7月11日から14日にかけて、九州北部地方に停滞していた梅雨前線により、筑後地方を中心に大雨がもたらされ、福岡県では、死者4名、全壊・半壊が502棟、道路被害2,533か所、河川被害1,383か所、がけ崩れ999か所などが発生する甚大な被害を受けました。



被災直後の宮ヶ原橋（星野川）の様子



被災直後の八女市黒木町笠原の里山の様子

この豪雨により、人々の生活は様々な被害を受けましたが、被害が生じた森や川、棚田は多様な生物の生息・生育を支えており、生態系に与えた被害も甚大でした。本災害の復旧復興にあたって、県では人々の安全安心な生活を取り戻すだけでなく、そこにいた生物の生息・生育地を取り戻す視点も加えた生態系に配慮した復旧工事が必要であると考え、以下のような環境に配慮した工事を実施しました。

#### <生物多様性に配慮した災害復旧の事例 ～笠原川～ >

八女市を流れる笠原川では、豪雨の影響により、流域内において多数の山腹崩壊が発生しました。それに伴い大量の土砂が笠原川に流れ込み、河川施設の被災や河道閉塞による浸水被害が発生したため、次のような点で環境に配慮しながら工事を行いました。

	環境に配慮した点	生物多様性保全への貢献
川の護岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸を石積みにより復旧した</li> <li>・石積みに使用する玉石の一部は、河道掘削により大量に発生した土砂から採取した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の保全</li> <li>・他の土地での採石による開発の抑制</li> </ul>
河床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災前の瀬淵を極力復元した</li> <li>・流下能力に影響のない河床の岩石は極力残した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物の隠れ場やえさ場として多様な生きものの生息地を確保</li> </ul>
河畔林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災前の河畔林の保全に努めた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類の休息・生息地を確保</li> </ul>



被災直後



復旧後

## ② 山地・森林における取組

陸域の動植物の多くが生息・生育している森林は、生態系ネットワークの根幹として重要な機能を果たしています。森林の多面的機能（公益的機能）の発揮や山地災害対策にかかる治山・砂防等の諸事業において、生物多様性に配慮した取組が必要です。

- 国土の保全、水源の涵養（かんよう）、生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、国が策定した「森林整備保全事業計画」に基づき、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。このことを通じて、生物多様性などの森林の多面的機能の発揮を図ります。  
〔農村森林整備課〕
- 治山施設の整備に際しては、豪雨、地すべり等による山地災害を防止するだけでなく、景観との調和、平常時の溪流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さらには下流域への土砂供給による海岸砂浜等の形成を考慮するために、以下の取組を進めます。
  - ・間伐材などの自然素材を活かした工法の導入等
  - ・必要に応じた透過型治山ダム of 整備や既設治山ダムの透過型化〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕
- ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林などにおいて、下層植生豊かな森林形成や広葉樹林化など、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することで、森林と生物多様性の保全を図ります。  
〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕
- 林内の路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道及び森林作業道の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工全ての段階で周辺環境との調和を図り、生物多様性に配慮したものとします。  
〔農村森林整備課〕
- 砂防堰堤（えんてい）の整備にあたっては、現場条件等を考慮した上で、豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るため過剰な土砂流出を抑制するとともに、平常時の溪流環境の連続性や生物の生息・生育環境の保全、さらには下流域への土砂供給による海岸砂浜等の形成を図ることができる透過型砂防堰堤の採用を原則とします。〔砂防課〕
- 優れた自然環境や社会的環境をもつ地域などの溪流において、防災機能を確保し現場条件等を考慮した上で、自然環境との調和や景観の向上、生態系の回復などを図り周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境の再生を目的として、水と緑豊かな溪流砂防事業などを推進します。〔砂防課〕



### ③ 農村における取組

農村地域には多様な生物が生息するなど豊かな自然環境が残されていますが、これは農業生産活動などの人の働きかけによって維持されている二次的な自然環境で、このような環境でしかみられない数多くの野生生物の生息場所となっています。したがって、農村地域において農業を振興することは、これらの二次的な自然環境とそこに生息・生育する生物を保全する上で非常に重要であり、生物の生息環境の保全などに配慮した農業生産基盤の整備の推進が必要です。

- 農業農村整備事業の実施にあたっては、「福岡県農業農村整備環境対策指針」、及び市町村が策定した「農村環境計画（田園環境整備マスタープラン）」を踏まえ、農村の自然や景観等への負荷や影響の回避・低減を図ってきたところであり、引き続き自然環境に配慮した事業実施を推進します。〔農山漁村振興課〕
- 農業農村整備事業の実施にあたっては、計画段階から地域の環境情報協議会などを通じて、施設の機能性と安全性を基本に、生物多様性配慮の視点を導入するとともに、地域住民の理解・参画を得ながら、適宜専門家の助言を得て計画的に推進していきます。特にため池や水路等の施設整備に際しては、可能であれば、人々が農村の自然に触れ合う場、相互に交流する場として活用できる事業計画の策定を図ります。〔農山漁村振興課、農村森林整備課〕

### ④ 都市における取組

高度な土地利用、高い環境負荷が集中する都市において、水や緑豊かな自然的環境を有する空間は他の地域に比べ限定的であり、その分、生物の生息・生育の場として重要な位置づけをもっています。このため、都市公園や学校をはじめとする公共施設、工場・事業所、個人住宅など、様々な空間において、都市域における失われた自然環境の復元とその適切な維持管理が求められます。また、集約型都市構造への転換を進める際には、自然と調和した都市づくりの視点も重要です。

- 県民の自然環境に対する関心が高まる中、自然とのふれあいや緑豊かな環境の形成、多様な生物を育むといった都市公園の機能が期待されています。こうした期待に応えるため、人間にとっても動植物にとっても快適な空間となるよう都市公園の整備を推進していきます。〔公園街路課〕
- 街路樹の設置に際しては、単一樹種への偏りの防止、地域特性に基づいた在来樹種の選定のほか、生態系ネットワーク形成を考慮した樹種の導入を図ります。また、街路樹の設置や枝打ちを含む管理は、生物の生息環境調査などに基づく適切な方針を検討して実施し、生物の移動経路としての機能の確保に配慮します。〔公園街路課〕

- 道路建設にあたっては、自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえた上で、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路線の選定や、地形・植生の大きな改変を避けるための構造形式の採用に努めます。また、動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。

〔道路維持課、道路建設課、公園街路課、農村森林整備課〕

- 都市に残された樹林地や都市近郊の里地里山などは、動植物の生息拠点であり、生物多様性を確保する観点で重要な環境であることから、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や緑地保全地域、市民緑地の制度を活用することで、生物の生息・生育域の保全・再生・創出など市町村の取組を支援します。また、都市部における農地は、生産緑地や市民農園として都市住民が自然とふれあう場となっていることから、必要に応じて、その保全と活用を図ります。〔都市計画課、公園街路課〕

### ⑤ 河川における取組

河川は、多様な生物の生息・生育空間として豊かな生態系を育てており、森林、都市、沿岸など上流から下流に至る様々な環境を結ぶ生態系ネットワークの基軸となる役割を果たしています。平成9(1997)年の河川法改正により、治水・利水に加えて河川環境の保全と整備が法の目的として位置づけられ、生物多様性の視点が重要となっています。

- 河川改修にあたっては「多自然川づくり」の理念を基本とし、上流から下流まで、河川全体の自然の営みと、地域の歴史・文化との調和を視野に入れ、河川が本来有している多様な河川景観を保全・再生し、在来の生物の生息環境と生物多様性の向上に配慮した河川管理を行います。特に県内に多い中小河川については「中小河川に関する河道計画の技術基準」に基づいた河川改修計画の推進を図ります。また、必要に応じて生態系が復元しているかチェックを行い、生態系に悪影響が出ている場合は、再工事を行うなど順応的な管理を多くの事業で取り入れます。〔河川課〕

- 水系の連続性確保のため、河川内の堰（せき）等の横断構造物に魚道を整備する取組をさらに進めます。加えて、河川とその流域の水路、ため池、水田等との間の生物の移動を妨げる落差等についても、事業計画時に動物の生息状況の把握に努め、後の管理者となる関係機関と対策工法を検討、協議し、流域全体の連続性の確保に努めます。

〔河川課、農村森林整備課、農山漁村振興課〕

- 総合的治水の観点から調整池や調節池の設置を進めるとともに、設置に際しては、治水機能の確保と併せて、既存の自然環境の保全・復元に努め、生物多様性の保全への貢献を図ります。〔河川課〕

- 河川やダム湖の水辺に群落を形成する水生植物は、浄化機能を有するだけでなく、魚類やそのエサとなる水生昆虫などの水生生物の生息地として貴重な生態系の一つです。河川やダム湖の整備にあたっては、水生植物群落を適切に維持管理し、望ましい生態系の確保に努めます。〔河川課〕
- 堤防の治水機能の維持、増進などに役立つ樹林帯については、自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験といったレクリエーション利用に配慮した整備を必要に応じて行います。〔河川課〕
- 多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動など様々な分野における市民団体との連携・協働を進めます。〔河川課〕
- 河川における流量は生物多様性への影響も大きいことから、ダム下流域の河川環境を保全・再生するために、河川維持放流のほか、弾力的管理試験により貯留した貯留水を有効に活用し、流水の安定的確保に努めます。また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量である正常流量について、河川整備基本方針へ反映させます。〔河川課〕
- 川の生物多様性について、正しく理解し伝えられるスキルを身に付けた技術者の育成に努めます。〔河川課〕

### コラム 28 第1期取組事例 ～川づくり発表会～

福岡県では、県内河川の多自然川づくりを推進するために、毎年、福岡県川づくり発表会を開催しています。県職員を対象として行われており、川の生物多様性に対する意識や多自然川づくりのための技術の向上、多自然川づくりが行われた事例の情報の収集や共有化を目的としています。



発表会の様子



紹介事例 五ヶ山ダムにおけるビオトープの創出

## ⑥ 沿岸・海域における取組

海は地球の表面積の約70%を占め、沿岸域も含めて数多くの生物がそこで生活しており、生物多様性保全上重要な役割を担っています。特に里海と呼ばれている沿岸域は、干潟や岩礁帯、藻場など特異な生態系がみられ、豊かな生物多様性を育むと同時に、水産業を支える高い自然資源を持っていますが、一方で、沿岸域の開発など人為的な影響を受けやすい水域でもあります。東日本大震災を受けて津波対策等への社会的要請が高まるなか、安全確保と生物多様性の保全を同時に図っていくことが重要となっています。

- 玄界灘沿岸・有明海沿岸・豊前豊後沿岸の各海岸保全基本計画に基づき、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。推進にあたっては、海岸の侵食に関する実態把握、海岸保全施設が生態系などの自然環境へ与える影響や効果の情報収集に努めます。〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課、河川課〕
- アカウミガメやカブトガニなどの海洋生物やクロツラヘラサギやコアジサシなどの野鳥の生息場所となっている生物多様性の保全上重要な海岸や自然景観が優れた海岸については、緩傾斜護岸や石積み護岸など生物の生息環境に配慮した護岸形状を採用したり、砂浜や干潟の保全を行うなど、自然環境と調和した海岸の形成を推進します。〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課、自然環境課〕
- 海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護方式」から、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の再生や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を検討します。〔港湾課、水産振興課、農村森林整備課〕
- 海岸環境整備において実施する海岸部の公園施設や遊歩道の設置に際しては、利用者のレクリエーション空間の創出だけでなく、生態系への影響や生物の生息・生育環境の創出という観点も考慮し、専門家の意見を踏まえながら、事業を検討します。〔水産振興課〕
- 漁港漁場は、安定した漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚魚（しちぎょ）の育成場として生物多様性にも大きく寄与しています。そのため、生物多様性に配慮し、周辺の自然環境に調和するだけでなく、水産生物の良好な生息環境空間の創出と水産資源の持続可能な利用に資する漁港漁場の整備を推進します。〔水産振興課〕
- 港湾整備において、環境に配慮すべき場所では、生物共生機能を付加させることにより、生物生息場を創出し、良好な海域環境の再生・創出に取り組みます。また、地域住民が自

然に親しめる空間とあわせて、多様な生物の生息・生育空間を創出できるような緑地の整備に努めます。〔港湾課〕

- 玄界灘の海砂採取については、漁場や海岸侵食への影響を考え、「福岡県一般海域管理運用要綱」により、採取区域等の規制を行っているところです。今後も、自然環境への影響を監視するために、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、関係部局が連携して海砂採取の適正な管理を行います。〔港湾課、自然環境課〕

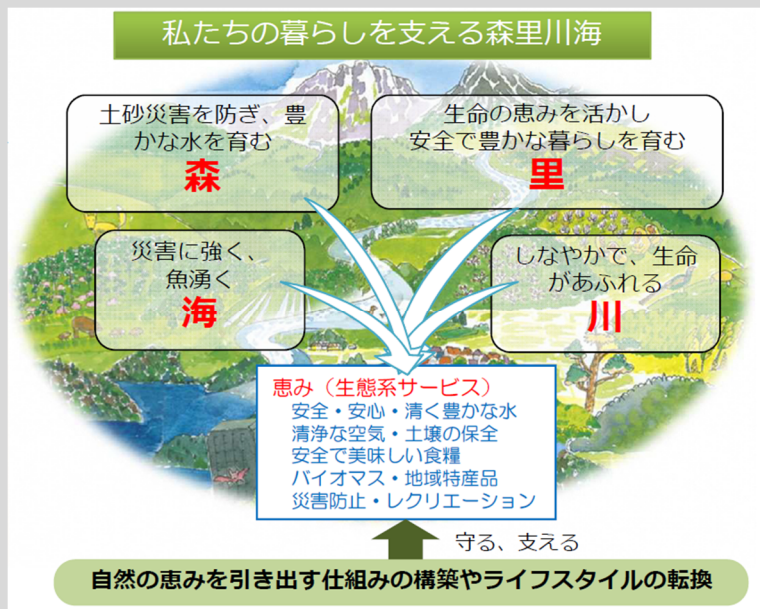
### ⑦ 山地から海岸までの一貫した取組

陸域と海域は河川などを介して水・土砂・栄養塩類などの物質循環が行われており、これらにより、多様な生物の生息・生育空間が形成され、豊かな生物多様性がもたらされています。しかし、人間活動による様々な要因が健全な循環を阻害しており、これらの影響は、干潟の消失や赤潮等の発生など、河川の中下流域や沿岸域・海洋域等で顕在化する傾向にあります。森里川海に関わる施策は多岐にわたり、それぞれの目的のためにそれぞれの合理性、効率性を優先して行われます。森里川海の境界域が置き去りにされ、生物多様性が損なわれることがないように、山地から海岸まで水のつながりを一貫して捉えた対策や地域循環共生圏の構築が必要となっています。

- 堰やダム等の建設や河川の護岸による治水・利水事業は、県民生活の向上に貢献する一方で、沿岸域や中下流域への土砂の供給量の低下を招き、生態系や景観等を悪化させる一要因となっています。山地・森林・溪流・河川・農地・海岸などにおいて環境整備を行う際は、流砂系全体の土砂動態の健全化を目指した土砂管理に努めます。〔河川課、港湾課、砂防課、農村森林整備課、水産振興課〕
- 田園地域や里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や、漁場保全のために漁業者等が実施する森林整備など、森里川海をつなぐ総合的な生物多様性保全の取組を積極的に推進します。〔林業振興課、農山漁村振興課、漁業管理課〕
- 生物多様性の基盤となる河川、湖沼、沿岸域における総合的な水質保全を引き続き実施します。また、国が新たに設定した水生生物保全に係る環境基準項目等について、水質及び水生生物の生息状況等の調査を行います。また、これらのデータをもとに、順次、水域ごとに水生生物の生息特性に応じた水生生物保全に係る環境基準の類型指定を行います。〔環境保全課〕

コラム 29 つなげよう、支えよう森里川海

山に降った雨や雪は、森里川海を潤します。豊かな森は酸素と清らかな水を生み、大地に張った根は土壌を安定に保ちます。里では、水が田畑を潤し、安全でおいしい農作物が育まれます。木や竹は、生活道具の材料や煮炊き等のエネルギーとして利用され、森の落ち葉や枯れ草は大切な肥料として用いられてきました。森と海は川や地下水系でつながっており、土砂の移動により干潟・砂浜など魚介類の住処が形成され、森から供給された栄養塩類や微量元素は海の生態系を豊かにし、海藻・魚介類を育みます。



動により干潟・砂浜など魚介類の住処が形成され、森から供給された栄養塩類や微量元素は海の生態系を豊かにし、海藻・魚介類を育みます。

例えば、糸島市の冬の風物詩として定着している牡蠣やハマグリは、糸島の森里川海のつながりの恩恵により大きくて美味しい粒に成長し、多くの人に食べられることで、地域の経済にも貢献しています。

このように森里川海のつながりから、私たちの暮らしは支えられ、地域の自然に育まれた社会・文化・信仰・自然観をつくりあげてきました。

しかし、近年、荒廃森林の増加、過疎化による耕作放棄地の増加、河川改修・堰の建設、砂浜や藻場・干潟の減少など、私たちの暮らしを支える森里川海のつながりが喪失し、大きな危機に直面しています。

そこで、森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな地域づくりを行うため、環境省は平成 26 (2014) 年 12 月に「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、2つの目標を掲げて取組を実施しています。

そこで、森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな地域づくりを行うため、環境省は平成 26 (2014) 年 12 月に「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、2つの目標を掲げて取組を実施しています。

**プロジェクトの目標**

- 森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出します。
- 森里川海が本来持つ力を再生し、恵み(清浄な空気、豊かな水、食料・資材等の恵みを供給する力や自然災害への対応力、次世代の子どもたちの遊びと学びの場など)を引き出すことで、森里川海とその恵みが循環する社会をつくる。
- 一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくります。
- 私たちの暮らしは森里川海の恵みに支えられており、一人一人がそれを意識したライフスタイル・経済活動に組み込むことで、人と自然、地方と都市が共生する社会への変革を図る。

県内でも「宗像国際環境会議実行委員会」が森里川海の適正な管理と活用を通じた地域循環共生圏の構築に取り組むなど、民間主体の活動が生まれ始めています。



プロジェクトのシンボルマーク

### 3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります

#### (1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、人間による農林水産業の営みが、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。

本来、農林水産業は、工業等の他産業とは異なり、自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動です。農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性の保全等の視点が重要です。

##### ① 林業分野における取組

本県の森林は、戦後の荒廃した県土復旧のため、人工造林が積極的に推進され天然林の人工林化が進みました。しかし、木材価格の低迷などにより、森林所有者の林業経営に対する意欲が低下し、手入れの行き届かない人工林が増加した結果、木材供給だけではなく森林の豊かさ、すなわち森林の有する多面的機能（公益的機能）の発揮への影響が懸念されます。一方で、自然災害の未然防止や地球温暖化対策への貢献、生物多様性の保全など森林の多面的機能に対して、国民や県民の期待・要望が高まっており、これらを配慮した多様な森林づくりが求められています。

#### 【重点プロジェクト10】森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

人工林では、間伐など手入れが行われず放置されると、荒廃が進み森林が有する公益的な機能が低下し、洪水や土砂災害などが発生する可能性が高まります。このため、強度間伐等に取り組み、自然林へ誘導していきます。 [林業振興課]

- 本県の自然的・経済的・社会的条件を踏まえて地域森林計画を策定し、適切に運用します。策定に際しては、生物多様性保全機能など森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標等を定めます。また公益的機能別施業森林の区域（ゾーニング）に関して、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林等を「保健文化機能維持増進森林」とする等、地域の森林のマスタープランである市町村森林整備計画の指針を示します。

[農山漁村振興課]

- 一定の広がりにおいて様々な樹種や生育段階から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、多様な森林整備を推進します。また、生物多様性保全上重要な森林生態系、希少な生物の生息・生育地、溪畔林など水辺森林の保全・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保全・管理等を進め、森林における生物多様性の保全と

持続可能な利用の調和を図ります。〔農山漁村振興課〕

- 人工林は、経営が成り立つものと経営が困難なものに分けて施策を展開し、経営が成り立つ人工林では、資源の循環利用により森林の世代サイクルの回復を図ります。経営が困難な人工林や希少な生物が生息・生育するなど属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる人工林においては、強度間伐による針広混交林化や主伐後の天然更新などにより自然林へ誘導し、健全な森林づくりを推進します。  
〔林業振興課、農村森林整備課〕
- 林業経営意欲の低下や環境意識の高まりに伴い、スギ・ヒノキの造林面積が減少し、広葉樹造林の増加が見込まれるなかで、広葉樹苗木の選択については、地域原種、耐候性、病虫害、遺伝的な多様性、遺伝子非かく乱性を考慮する必要があります。このため、県内での広葉樹造林に適した樹種の施業技術について、林業家や林業事業者などに普及指導します。〔農山漁村振興課〕
- 森林の有する公益的機能の長期的な発揮に向け、研修等により、自伐林家を育成します。  
【新規】 〔林業振興課〕
- 森林の有する多面的機能が継続的に発揮され、森林資源の循環利用を図るためには、木材利用の推進が求められることから、「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等における県産木材の積極的利用を推進します。また、県産木材の利用を推進することで、山村地域の活性化にも貢献します。  
〔林業振興課〕
- 平成18(2006)年に国が策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、県が木材・木材製品を調達する際は森林認証などにより証明されたものとするとともに、平成29(2017)年に施行されたクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、民間企業、一般消費者まで普及に努めます。〔林業振興課〕
- 水源の涵養（かんよう）や生物多様性保全などの森林の持つ多面的機能を重視し、市町村森林整備計画の策定を支援するフォレスターや森林施業プランナーの育成に取り組みます。〔林業振興課〕
- 水源の涵養（かんよう）や生物多様性などの森林の持つ多面的機能について、広く県民に啓発します。【新規】 〔林業振興課〕



### コラム 30 第1期取組事例 ～荒廃森林の再生～

県内にある約3万ヘクタールの荒廃した森林を健全な森林に再生するため、平成20(2008)年度からの10年間で、森林環境税を活用し、間伐などの森林整備を行いました。

森林整備を行った森林では、太陽の光が差し込み下層植生の回復、土壌の流出の減少がみられ、水源の涵養(かんよう)や土砂災害防止など、森林の持つ公益的機能が回復されつつあります。



光が差し込まず下草が生えない森林

(整備前の状況)



間伐され、光が差し込んだ森林

(整備直後の状況)

## ② 農業分野における取組

適切な農業生産活動は、生物多様性の保全や良好な景観の形成などにとって重要な役割を担っています。一方、農薬や肥料の過度な使用は、農村地域の自然環境ばかりでなく、川などの水質悪化を通じて漁場環境へも影響を及ぼします。生物多様性をより重視した農業生産の推進や農業生産技術の開発・普及等の取組が必要です。

- 化学肥料、化学合成農薬を慣行の5割以上低減する栽培を認証する「ふくおかエコ農産物認証制度」の取組を推進することで、生物多様性の保全に貢献します。また、食育・地産地消県民大会、ふるさと農林水産フェア、試験研究機関の公開デーなどの様々な機会を活用し、環境保全型農業等の普及啓発に取り組みます。

〔食の安全・地産地消課、農林水産政策課〕

- 化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入促進を図り、併せて生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組を支援します。支援対象となる生物多様性関連の取組メニューについては、国が全国一律に提示したもののだけでなく、本県の自然的社会的条件に応じた特認取組を国に申請し、地域の生物多様性に貢献する環境保全型農業をより一層推進します。〔食の安全・地産地消課〕

- 環境への負荷軽減など、持続的な農業生産活動が柱の一つである、農業生産工程管理（GAP）を推進します。【新規】 [食の安全・地産地消課]
- 病害虫などの防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用やほ場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理（IPM）を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進します。これらの取組により、土壌微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進します。 [経営技術支援課]
- 「田んぼの生きもの調査」を推進し、農業を支え農業に支えられる生物多様性について、関係者の理解を深めます。 [農山漁村振興課]
- 県内では、かつお菜、山潮菜、八媛在来かぼちゃ、蒲池大水芋などの伝統野菜が栽培されています。これら地方品種の栽培にあたっては関係機関とも連携の上、必要に応じて技術的支援を図っていきます。 [経営技術支援課]
- 生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の実現可能性について、検討を進めます。 [自然環境課、食の安全・地産地消課]

コラム31 第1期取組事例 ～ふくおかエコ農産物認証制度～

ふくおかエコ農産物認証制度とは、化学合成農薬の散布回数（成分回数）と化学肥料の使用量をもとに県基準の半分以下で生産する栽培計画を認証する制度です。

また、この制度に基づき生産された「ふくおかエコ農産物」に関するホームページでは、認証マーク付きラベルに記載された認証番号を入力して検索すると、農産物の生産者・生産履歴などを見ることができ、さらに、購入できる販売店等も紹介しています。

本制度の普及を中心にして、環境保全型農業を推進することで、生物多様性の保全にも寄与しています。



ふくおかエコ農産物認証マーク

## ③ 漁業分野における取組

漁業は天然資源を利用する産業であることから、豊かな海や川の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業です。従って、漁獲される生物種だけでなく、その餌生物などの漁獲されない生物も含めた生産力を支える生態系全体の健全さを保つことが重要です。将来にわたり海の恵みを享受していくために、天然資源の適切な管理と持続可能な利用を図っていくことが重要です。

- 生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、資源管理型漁業の推進が必要であり、公的規制と併せて漁業者による自主的な資源管理が行われています。また、資源が著しく減少、あるいは広い海域で管理が必要な魚種については、関係県で資源管理方針を策定しており、これらの取組により、水産資源の保存・管理を推進します。  
〔水産振興課〕
- 水産資源の持続的利用を図るため、資源状況等に即して休漁、漁具・漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの適切かつ計画的な自主的資源管理をより一層推進する必要があります。このため、資源管理協議会を設置し、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を策定しています。今後、資源状況を考慮しつつ指針・計画の見直しを行い、水産資源の保全・管理を推進します。  
〔水産振興課〕
- 水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、水産物の安定供給の確保と生物多様性保全の観点からも重要です。そのため、水産海洋技術センターでは、引き続き水産資源の動向把握評価を行うとともに、保存・管理については、最新の科学的知見に基づいた取組を行っていきます。〔水産振興課〕
- 漁業免許付与に伴う漁業対象魚の増殖義務にかかる漁協の増殖活動について、最新の科学的知見と持続可能な漁業資源確保の観点から、種苗放流による増殖のほか、産卵場造成や生息環境の保全・再生による増殖についても普及に取り組みます。  
〔水産振興課〕
- 放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、県が策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に基づいた環境・生態系と調和した増殖を推進するとともに、放流ガイドラインを策定し、啓発に努めます。〔水産振興課〕
- 養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進し、策定した漁業者に対して活動を支援します。〔水産振興課〕

- 生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、オオクチバス、ブルーギル、ハス等の外来魚やオオカナダモ等の外来植物の防除研究、カワウの個体数管理、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。〔水産振興課〕

## (2) 里地里山里海の適切な利用と管理

里地里山や里海といった身近な自然は、農林水産業を中心とする人と自然との長年にわたる関わりの中で形成されてきました。しかし、高度経済成長期を転換点とした産業構造や生活様式等の変化に伴い、人と自然の関わりが減少し、開発による消失や管理放棄による荒廃などが進んでいます。

一方で、里地里山里海が育んできた独特の自然景観や文化・伝統、多様な生物が生息・生育する場、人々に潤いや安らぎを与えてくれる場としての重要性が再認識されています。また、最近では、上流域と下流域、都市と農山漁村といった生態系サービスの需給でつながる地域を「地域循環共生圏」として、一体でとらえ、両者がお互いを支えあう仕組みづくりに向けて、連携や交流を深めていくことの重要性が指摘されています。

このように、社会構造の変化に対応した新たな人と自然との関係や地域間の関係づくりを進める必要があります。

### ① 里地里山の適切な利用と管理

里地里山地域は、農地やため池、水路、雑木林など多様な環境から成り立っており、これらの多様な環境の組合せが、生物に多様な生息・生育環境を提供し、里地里山地域の生物多様性を支えています。しかし、社会構造の変化により里山林の利用低下や耕作放棄地の増加などが進みつつあり、その維持管理のあり方が課題となっています。

さらに今後は、加速する高齢化や人口減少等を踏まえ、より長期的な視点に立った検討も必要です。つまり、過去と同じ規模の里地里山全てを保全していくことはできないという視点に立って、地域によっては、維持管理を進める場所と、自然遷移に委ねる場所を区分するなど、今後の保全管理のあり方を考えていく必要があります。

- 森林環境学習や健康づくりの場、生活環境の保全や災害の防止、生物多様性の保全、水源の涵養(かんよう)などの様々な観点から、里山における森林の価値が再認識されています。NPOや森林ボランティア団体、企業などの多様な担い手による森林(もり)づくりを推進するとともに、森林づくり活動に関心のある企業などを対象に、森林の整備・保全活動ができる森林をフィールドとして紹介し、活動の支援を行います。

〔農山漁村振興課、林業振興課〕

- 竹林について、管理や樹種転換、拡大防止のため、造林事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の事業を活用して、生物多様性の保全に貢献します。

〔林業振興課、農山漁村振興課〕

- 適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から「中山間地域等直接支払制度」で中山間地域などへの支援を行います。これにより地域協働活動を活性化し、中山間地域が有する県土の保全や生物多様性の保全等の様々な効果の発揮を図ります。〔農山漁村振興課〕
- 多様な生物を育む場ともなる農地や農業水利施設等の資源が、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっています。地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでこれら資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落を支援します。さらに、集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組を支援します。〔農山漁村振興課〕
- 身近な自然や歴史・文化の再認識を通して、その保存・活用に対する意識を高揚・啓発するため、特に里地里山の棚田や里山林、屋敷や畑周辺の生垣景観等、歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習を支援、推進します。〔自然環境課、文化財保護課、社会教育課〕

## ② 里海の適切な利用と管理

生物多様性が豊かで生産力の高い里海の保全・創出のためには、藻場・干潟の保全は重要な課題の一つです。藻場・干潟は多くの水産有用種の再生産にとって重要な環境であると同時に、鳥類をはじめとする様々な生物の重要な生息環境であり、さらに水質浄化の場や、人々の親水場となるなど多面的な機能を有しています。高度経済成長期以降、藻場・干潟は減少を続けており、その保全再生が必要です。

- 藻場や干潟は、遺伝的多様性や地域固有性に配慮した海藻（草）や二枚貝稚貝の移植、有害生物の除去など適切な保全管理により、生態系の健全性を維持することができるため、漁業者を中心とした多様な担い手による藻場や干潟の保全活動を国とより一層連携して推進します。〔漁業管理課〕
- 環境・生態系の維持・回復を目的とした水産庁の水産多面的機能発揮対策事業などを活用し、藻場・干潟・河川等における生物多様性の保全活動を促進するとともに、水産海洋技術センターにおいて、保全活動の効果把握など技術的な支援に取り組みます。〔漁業管理課〕
- 島嶼（とうしょ）地域は、本土地域と比べ、開発等の人為的影響が少ないことから、良好な生態系が保全され、絶滅危惧種などの生息・生育場所としても重要です。一方で、当地域の生態系は、小さな面積の中に微妙なバランスで成り立つ島嶼地域独特のものであり、生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域といえます。当地域の豊かな生物多様性とその価値を、島民をはじめ多くの県民に気付いてもらい、保全と地域資源としての利用に向けた取組を促進します。〔自然環境課、広域地域振興課〕
- 福岡県海岸漂着物対策地域計画に基づき、福岡県海岸漂着物対策推進協議会において関係部局や関係機関と連携を図りながら、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域として指定された重点区域を中心に対策を実施します。〔廃棄物対策課、漁業管理課、港湾課〕
- 漁場へ流入したごみは、河岸や海浜に漂着するとともに、漂流あるいは海底に堆積します。これらは、漁業操業だけでなく、海洋生物の生息にも支障を及ぼします。このため、漁場整備に関する国事業を活用して海底堆積ごみの回収に取り組むほか、漁業者が行う漂流ごみの回収作業に対する支援体制の整備に取り組むことで、漁場再生と併せて生態系への保全に貢献します。〔水産振興課〕
- 海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やNPO等の協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、

モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。さらに、こうした地域住民との連携を図り、海岸愛護活動の実施や環境教育の充実に努めます。

〔廃棄物対策課、港湾課、農村森林整備課、漁業管理課〕

### コラム 32 第37回全国豊かな海づくり大会福岡大会

平成29(2017)年10月28・29日、「第37回全国豊かな海づくり大会福岡大会」が宗像市をメイン会場として開催されました。全国豊かな海づくり大会とは、「水産資源の保護・管理と海や河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日のわが国漁業の振興と発展を図ること」を目的に、例年、天皇皇后両陛下御臨席の下、開催されている国民的行事であり、本県での開催は初めてです。

29日午前、宗像ユリックスで開催した式典行事では、天皇皇后両陛下が御臨席され、「豊かな海づくり」に功績のあった団体の表彰、川・海・水産をテーマとした最優秀作文の発表、県内各地に放流される稚魚等の漁業者へのお手渡し、子どもたちや若手漁業者によるメッセージ発表などを行い、豊かな海を次の世代に引き継ぐことを決議しました。

また、大会に向けた機運醸成の取組として、漁業者や地域住民と連携して、稚魚の放流や水源地域での植林、海岸清掃を行い、海や河川、その水源地域の環境保全の大切さを広く県民に伝え、意識向上を図りました。

今後もこの大会を契機として、適切な水産資源の管理や、海をはじめとした河川や水源地域の環境保全の取組を様々な主体と連携して行うことで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。



式典行事の様子



式典行事での稚魚等のお手渡し



子どもたちとの稚魚放流イベント



地域と連携した海浜清掃の様子

## 4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します

### (1) 行政施策への浸透

行政施策は、環境のみならず、県土保全、社会資本整備、産業・科学技術振興、農林水産業の振興、モノづくり、人づくり、まちづくり、教育・文化の振興など、広範な分野で展開し、かつ国から市町村まで多層的に及びます。これらの関連施策が生物多様性を考慮したものとなることで、社会全体による生物多様性を支える基盤づくりの推進が期待されます。

#### ① 県政における生物多様性の浸透

##### 【重点プロジェクト11】

##### 県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入

国土利用計画、土地利用基本計画、農林水産振興基本計画、地域未来投資促進法基本計画などの各種基本計画や、地域森林計画、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、河川整備基本方針などの各種指針の策定にあたっては、計画相互の整合性を勘案して計画及び重点事業を立案し、生物多様性の保全等に配慮する旨の方針を示します。

〔総合政策課、産業特区推進室、農林水産政策課、農山漁村振興課、水産振興課、河川課、港湾課、都市計画課〕

- 近年、人口の減少や里地里山地域における過疎化、地球温暖化など人々が直面する社会課題に対して、自然の機能や恵みをより積極的に取り入れることで、地域経済の振興や防災・減災に貢献し、自然と人のつながりを強化するという新しい考え方、「グリーンインフラ」が議論されています。この考え方について、普及と導入の働きかけを進め、県民に対して広く啓発を行います。【新規】 〔自然環境課〕
- 部局横断的な取組を推進するため、目的に応じた庁内連携会議の設置や、生物多様性に関する職員研修を行います。 〔自然環境課〕

#### ② 市町村の取組促進と支援

- 地域の生物多様性の保全等には、地域の自然的・社会的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法は、地方自治体による施策の総合的かつ計画的な推進を求めています。県内では、北九州市、福岡市、久留米市、福津市が生物多様性地域戦略を策定しています。更なる県内の市町村による生物多様性地域戦略の策定を促進するため、市町村担当者会議や研修会などを行い機運醸成を図るほか、策定を検討している市町村に対して具体的なアドバイスや情報提供を適宜行います。 〔自然環境課〕
- 市町村が実施する絶滅危惧種等の保護事業や里山の生物多様性の保全・再生事業等、生物多様性の保全に資する事業の実施を支援します。 〔自然環境課〕



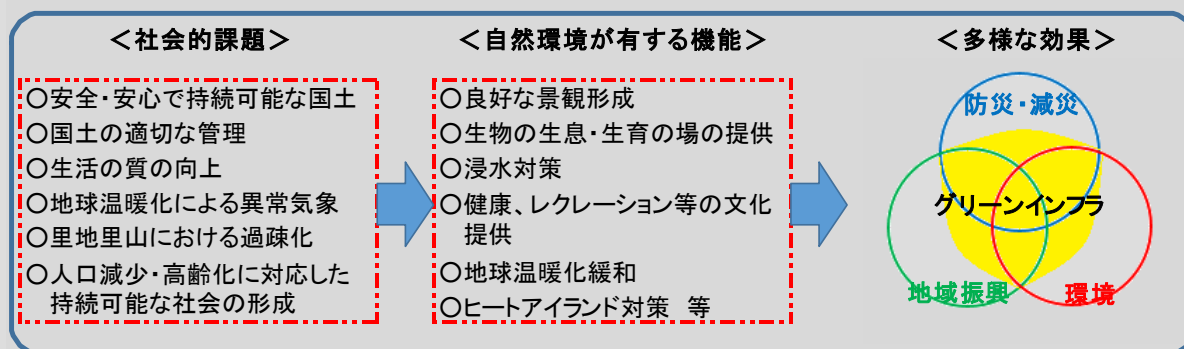
### コラム 33 グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）

グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）は、土地利用において自然環境が有する防災や水質浄化等の多様な機能を、人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、社会資本の一環として自然環境、経済、社会にとって有益な対策を進めようという考え方であり、近年欧米を中心にこの考え方に基づく取組が進められています<sup>11)</sup>。

米国では、平成 20 (2008) 年に環境保護庁が州政府と協力して、「グリーンインフラによる雨水管理の行動戦略」を策定しました。この戦略は、主に都市域における洪水や下水処理、ヒートアイランドなどの課題に対する包括的な対策として、自然環境に加えて、屋上緑化や雨水浸透道路等もグリーンインフラの対象として活用する方策がまとめられています<sup>12)</sup>。

自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応していくという取組は、国内でも河川、海岸、都市、道路等の既往の社会資本整備や土地利用に多くみられています。持続可能な社会や自然共生社会の実現、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資に貢献するためにも、これらの取組は今後さらに重要になります。

#### グリーンインフラ（イメージ）



防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

持続可能で魅力ある県土づくり・地域づくりをすすめるもの

イメージ：出典 13) をもとに作成



多自然川づくり（福岡県・上西郷川）  
画像：出典 13)



都市域における屋上・壁面緑化（福岡県・アクロス福岡）

(C) ACROS Fukuoka

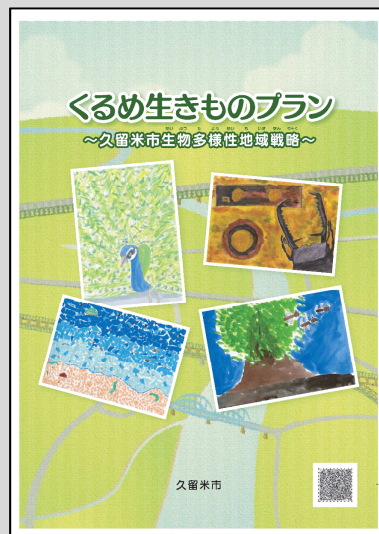
コラム34 くるめ生きものプラン ～久留米市生物多様性地域戦略～

久留米市は、九州一の大河である筑後川の清らかな水と、緑豊かな耳納連山の自然の恵みを受けています。

この自然の恵みを持続的に利用するため、生物多様性の保全と再生に関する具体的な取組を計画的に行っていく行動指針となる、「くるめ生きものプラン（久留米市生物多様性地域戦略）」を平成29(2017)年3月に策定しました。

久留米市では、本プランに基づき「自然とふれあい、自然と生きるまちくるめ」を目指します。本プランでは、久留米市における生物多様性に関する課題と要因を整理し、2020年度を短期目標にした、3つの目標とそれを達成するための18の施策を明記しています。

生物多様性の危機は、今すぐに行動しなければならぬ環境問題です。そのため、できることから実践し、多様な施策を進めていく土台をつくります。



くるめ生きものプラン  
～久留米市生物多様性地域戦略～

● 3つの目標と18の施策

目 標	施策名	
生きものの 生息環境が 守られたまちづくり	希少生物の保全	
	市街地での生態系の保全	
	自然とのふれあいの場の創出	
	山林の保全、再生	
	生きものの移動などに配慮した施策の推進	
	外来種への対応	
	有害鳥獣への対応	
	田園などの里地里山の保全・再生	
目 標	施策名	
自然と暮らしが つながる 仕組みづくり	産 業	生物多様性に配慮した農業・農村の振興
		生物多様性に配慮した事業活動の促進
	暮 らし	生物多様性に配慮した暮らしの促進
		生物多様性に配慮した消費行動の促進
		温暖化緩和策の促進
		循環型社会構築に向けた取り組み
目 標	施策名	
自然を守り、 暮らしにつなげる 人の育成	環境学習の機会や情報の提供	
	自然とのふれあいや環境保全活動を行う人材の育成	
	自然観察会の実施	
	市民団体の活動支援	

詳しくは久留米市ホームページを御覧ください。

( <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2100kankyougomi/3145kanyohozen/2017-0511-1704-293.html> )

※本コラムは、久留米市から提供されました。

## (2) 多様な主体の参画促進

県土の生物多様性の保全是、戦略を策定・実施するだけで実現できるものではなく、固有の自然を対象とした地域における活動とその活動の主体を担うコミュニティの存在によって支えられるものであり、地域住民や事業者、NPO等の参画と主体的な取組を促進する地域づくりの視点が重要です。

### ① 地域活動の促進

植林、間伐などの森林整備や耕作放棄地の解消、農業施設の管理、海岸・河川の清掃などの地域が取り組む活動は、生物多様性の保全だけでなく、人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、都市と農村の交流やバイオマスなど地域資源を活かした新たな産業創出が生まれ、少子高齢化や過疎化等それぞれの地域が抱える課題を乗り越えるきっかけになることが期待されます。

#### 【重点プロジェクト12】県民一体となった生物多様性保全活動の推進

地域の生物多様性の保全を推進するためには、地域の住民やNPO等、事業者、教育機関など、多様な主体による活動が必要不可欠です。そこで、道路や河川などの清掃活動等を行っている各種団体に対して、幅広く希少種保全や外来種防除の啓発を行い、地域主体の取組を推進します。また、各種団体等と県民、事業者、教育機関、都市と農村等との協力関係を構築し、活動の更なる促進に努めます。【新規】

〔自然環境課、道路維持課、河川課〕

- 現在では、多くの人々が自然環境や野生動植物に関心を持つようになってきていますが、参加する方法が分からない、きっかけがないなどの理由で実際にNPO等の活動に参加している人はまだ一部に限られています。保健福祉環境事務所が事務局となる県内6地域の地域環境協議会では、自然観察会などを通して地域住民の参加とNPO等との交流の機会を設けてきました。引き続き、これらの事業を積極的に行うとともに、NPO等の活動を発信することで、新たな保全活動を促進します。

〔自然環境課、社会活動推進課、環境政策課〕

- 地域環境協議会では、各地域の特色に合わせた啓発活動や保全の取組を行っていますが、地域を越えたより広域的な視点から、多様な主体間の連携を促進する視点も重要です。魅力的で活力ある地域づくりを支援するために、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センター機能を担う体制確保を検討します。また、本法に基づく地域連携保全活動計画の策定を促進するため、多様な主体の参加によるセミナーの実施や、法令や制度に対する理解促進、優良事例や課題の共有、関係者の連携に向けた機運醸成を図ります。【新規】

〔自然環境課〕

## ② 企業の取組促進と支援

事業者は、製品やサービスを通じて、自然の恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。事業者が、消費者を含めた多様な主体と連携しながら、生物多様性保全等に取り組むことは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要です。

- 事業者に対し、国が策定した「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及広報や、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性保全への民間参画を促進します。また、県内企業の優良取組事例の紹介を行います。〔自然環境課〕
- 企業が所有している土地で、良好な自然環境が維持されている土地については、野生生物の保全活動や環境教育の場として活用していくことが望まれます。また、工場立地法により一定規模以上の工場に義務づけられている緑地や都市部のあまり利用されていない所有地については、身近な生物の生息・生育地やビオトープづくりの場などとしての活用も考えられるため、企業の社会貢献活動の一環としてこれらの土地を積極的に有効活用するよう働きかけていきます。〔自然環境課〕
- 都市計画法に基づく開発行為のほか、岩石採取、林地開発及び土砂埋立て等の許可・認可に係る計画地において、事業者が取り組む緑化再生が、生物多様性に資するものとなるよう、事業者等に対して、研修会を実施したり、福岡県緑化ガイドラインの公開の検討を行うなどして、自主的な取組を支援します。〔自然環境課、工業保安課、農山漁村振興課、都市計画課〕
- 生物多様性保全に関する専門性とネットワークを持つNPO等とパートナーシップを組むことで、企業の社会貢献活動の充実が図れます。生物多様性保全活動に関心を持つ企業を探索するとともに、これらの企業と、企業の持つ資源を活用した協働を希望するNPO等とのマッチングを支援するために、企業側とNPO側両方に向けて協働事例等の情報発信を行うなどして、両者による活動を促進するための仕組みづくりを進めます。〔自然環境課、社会活動推進課〕

### (3) 連携促進によるネットワーク化

生物多様性保全に向けた活動は、長期間継続して取り組んでいくことが重要ですが、個人や特定の団体の努力に頼った活動は、長期間継続していくことが困難な場合があります。このため、各主体間の連携や協働による地域社会での取組体制の構築やネットワークの形成など、取組を継続していくための仕組みづくりが重要です。これにより、個々の地域での点的な取組や個別の主体の取組も、面的にも分野的にも横断的な取組に発展していくことが期待されます。

- 県内各地域において、それぞれの自然的・社会的条件を踏まえた地域活動が展開されていますが、地域内の各主体が連携をはかる機会は、それほど多くはありません。様々な主体が連携・協働した環境保全活動を促進するため、地域環境協議会では環境保全活動団体の交流会を実施してきました。今後は、引き続き交流会を開催するとともに、異なる立場の人々の参加を促進することで、有機的なネットワークづくりをさらに推進します。  
〔自然環境課、環境政策課〕
- 地域環境協議会では、地域のNPO等、事業所、市町村や県出先機関等の構成組織が相互に連携・協働しながら、地域で生じている環境問題や保全対策へのニーズなどを把握・共有し、地域に根差した生物多様性保全活動の促進や普及啓発等に取り組みます。このことで、各構成組織の意識の向上や連携・協働の促進を図るとともに、保全活動の技術支援等を行います。  
〔自然環境課、社会活動推進課、環境政策課〕

### (4) 人材育成と活用

地域での保全活動や生物多様性に関する教育や調査研究などを担う人材の確保が課題となっています。例えば、学校教育において新学習指導要領で生物多様性に関する内容の充実が図られましたが、社会教育を含めた教育の現場で生物多様性について十分に理解し、教えることができる人材の育成や活用が求められています。また、専門的な知識や技術を持った人材が活躍できる場や機会を増やしていくことも重要です。

#### 【重点プロジェクト13】生物多様性アドバイザー制度の利用促進

生物多様性の普及や保全、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関して、専門性を有する人材（生物多様性アドバイザー）を登録し公開する制度を構築しました。このアドバイザー制度の活用を促進することで、県や市町村、教育機関、NPO等、企業、自治会などが実施する啓発、保全、調査研究、人材育成、地域づくり、社会貢献などにおいて、効果的な取組を推進します。  
〔自然環境課、関係各課〕

- 生物多様性の重要性について県民の認識の向上を図るため、生物多様性に関する普及啓発活動を行う人材の養成や、市町村、企業、自治会が行う活動を支援できる人材を養成することを目的とした講座を開催します。【新規】 [自然環境課]

### (5) 調査研究の推進

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた行動が進まない背景のひとつに、生物多様性の状態が十分に把握されておらず、科学的認識に基づく現状評価が不足していることや効果的な保全技術が十分に確立されていないことが挙げられます。行政機関、調査研究機関、NPO等、専門家、市民などが保有する情報をお互いが利用しやすい形で提供し、状況把握につなげていくことが重要です。また、科学的知見やデータを政策や具体的な対策に活かしていくことが必要です。

- 本県の生物多様性に関する調査研究、科学的情報の集約・発信、標本の管理、保全・再生の取組に対する専門的支援等を一括して行う中核的拠点の設置を検討します。この拠点が核となり、関係部局、市町村、NPO等、その他調査研究機関、専門家等が保有する生物多様性情報を統合するとともに、相互利用・共有化に向けたネットワークの構築を進めます。 [自然環境課]
- 県内の生物多様性の現状を把握するため、保健環境研究所が中心となって環境省自然環境保全基礎調査結果及び福岡県レッドデータブック調査情報などを集約して、生物多様性地理情報システムを構築しました。引き続き情報収集を行うとともに、得られた情報については、希少種情報等に配慮しつつ、県の関係部局や市町村、保全団体、事業者、一般県民などに広く公開することで、保全に向けた取組を推進します。 [自然環境課]
- 鳥類や狩猟鳥獣の生息分布状況や、ガン・カモ・ハクチョウ類の飛来状況、シカの生息密度等、県内の鳥獣の生息状況の情報収集に努めます。得られた情報については、鳥獣保護管理事業計画の策定、鳥獣保護区の設定、各種開発行為の環境影響評価等に活用します。 [自然環境課、畜産課]
- 生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、病虫獣害に対する被害軽減技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理技術の開発を行います。 [農林水産政策課]
- 都市や河川、ため池、水田、森林などの生物多様性の状況がわかる指標を開発し、市町村やNPO等が行う生物多様性評価や取組の進捗状況の把握等を支援し、保全の取組を促進します。 [自然環境課]

- 県内の生物多様性の現状を評価するためのモニタリングシステム構築に向けて、保健環境研究所が中心となってモニタリングサイトの選定や調査手法などを検討していきます。  
〔自然環境課〕
- 河川水辺の国勢調査や本県の各種調査結果を活用し、県内の河川環境に関する情報を収集するとともに、全県的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。  
〔河川課、自然環境課〕
- 沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、藻場、干潟等浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査等、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を、国を含めた関係部局の連携のもとに進めます。  
〔漁業管理課〕
- 「有明海の再生に関する福岡県計画」に基づき、県の試験研究機関をはじめ、国、大学、市町村、民間関係機関等と連携を図りつつ、有明海の海域環境の保全と改善、当該海域における水産資源の回復等に関する調査研究及び技術開発に取り組みます。  
〔漁業管理課〕

